

## 滋賀県消費生活センター消費生活相談員募集要項

- 1 採用予定人員 消費生活相談員 1人
- 2 職務内容
  - ア. 消費生活相談業務
  - イ. 全国消費生活情報ネットワーク・システムへの情報入力業務等
  - ウ. 消費者事故等の状況および動向把握に関する業務
  - エ. 出前講座等による消費者啓発・消費者教育業務
- 3 募集内容
  - (1) 募集期間 平成24年1月13日(金)～平成24年2月7日(火)
  - (2) 試験日程 平成24年2月8日(水)
    - 9:30～ 受付
    - 10:00～12:00 筆記試験・作文
    - 13:00～面接試験
  - (3) 試験場所 彦根市元町4-1 滋賀県消費生活センター研修室(3階)
  - (4) 試験内容 面接試験および筆記試験、作文
  - (5) 年齢・学歴 不問
  - (6) 必要な資格 (独)国民生活センターが認定する「消費生活専門相談員資格」、(財)日本産業協会が付与する「消費生活アドバイザー資格」または(財)日本消費者協会が付与する「消費生活コンサルタント資格」のいずれかの資格を有する者または平成24年3月31日までに取得見込みの者
  - (7) 勤務条件
    - ア 勤務日 週5日勤務  
(ローテーションにより月2～3日程度の土日勤務があります。)
    - イ 勤務時間 午前9時15分～午後4時00分(休憩時間1時間)
    - ウ 身分 非常勤嘱託職員
    - エ 報酬月額 179,150円  
月末締め、翌月5日払い
    - オ 通勤手当 交通機関利用:実費 マイカー利用:定額
    - カ 雇用期間 平成24年4月1日～平成25年3月31日  
※ ただし、4回を限度に更新することがあります。
  - (8) 就業場所 滋賀県彦根市元町4-1 滋賀県消費生活センター

#### 4 試験当日持参するもの

- ・履歴書（滋賀県指定の様式、写真貼付）  
\*滋賀県消費生活センターホームページよりダウンロードできます。
- ・上記3（6）の資格を証する書類の写し、または資格取得見込みであることがわかる書類の写し
- ・筆記用具

#### 5 応募方法

平成24年2月7日(火)までに下記連絡先まで電話にて申し込みしてください。

#### 6 連絡先

滋賀県消費生活センター 担当 堤

電話番号 0749-27-2234